

令和3年12月富津市議会定例会
議案等資料

令和3年11月26日

富津市

令和3年12月富津市議会定例会議案等資料一覧表

番 号	件 名	頁
	令和3年12月富津市議会定例会議案等概要	1
議案第1号資料	一般職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第1条による改正）	7
議案第1号資料	一般職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第2条による改正）	10
議案第1号資料	富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第3条による改正）	11
議案第1号資料	富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第4条による改正）	12
議案第2号資料	特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表（第1条による改正）	13
議案第2号資料	特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表（第2条による改正）	14
議案第3号資料	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第1条による改正）	15
議案第3号資料	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第2条による改正）	16
議案第4号資料	青堀保育園園舎等取得事業	17
議案第5号資料	職員のサービスの宣誓に関する条例新旧対照表	18
議案第6号資料	富津市議会政務活動費の交付に関する条例新旧対照表	19
議案第7号資料	富津市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表	20
議案第8号資料	富津市火入れに関する条例新旧対照表	23
議案第13号資料	飯野地区コミュニティ委員会の概要	26
議案第14号資料	佐貫地区コミュニティ委員会の概要	27
議案第15号資料	天神山地区コミュニティ委員会の概要	28

番 号	件 名	頁
議案第16号資料	竹岡地区コミュニティ委員会の概要	29
議案第17号資料	金谷地区コミュニティ委員会の概要	30
議案第19号資料	富津市老人クラブ連合会富津支部の概要	31
議案第20号資料	青堀ふれあいシニア館管理運営委員会の概要	32
議案第21号資料	大貫ふれあいシニア館管理運営委員会の概要	33
議案第22号資料	関豊ふれあいシニア館管理運営委員会の概要	34
議案第23号資料	富津市観光協会金谷地区の概要	35
議案第24号資料	高宕山自然動物園管理運営協議会の概要	36

令和3年12月富津市議会定例会議案等概要

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第1号	<p>一般職の職員の給与等に関する条例及び富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>(提案理由) 令和3年10月の千葉県人事委員会勧告に準じ、期末手当の支給割合を引き下げる等のため、条例の一部を改正するものである。</p> <p>(施行日) 令和3年12月1日。一部令和4年4月1日</p>	総務部
議案第2号	<p>特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>(提案理由) 一般職の職員に係る期末手当の支給割合を引き下げることに伴い、特別職の職員で常勤のものに係る期末手当の支給割合を引き下げるため、条例の一部を改正するものである。</p> <p>(施行日) 令和3年12月1日。一部令和4年4月1日</p>	総務部
議案第3号	<p>議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>(提案理由) 一般職の職員に係る期末手当の支給割合を引き下げることに伴い、議会議員に係る期末手当の支給割合を引き下げるため、条例の一部を改正するものである。</p> <p>(施行日) 令和3年12月1日。一部令和4年4月1日</p>	総務部
議案第4号	<p>財産の取得について</p> <p>(提案理由) 青堀保育園を運営する社会福祉法人から撤退の申出があり、民間事業者による運営に向け青堀保育園園舎等を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものである。</p>	健康福祉部
議案第5号	<p>職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>(提案理由) 職員のサービスの宣誓に関する政令の一部を改正する政令(令和3年政令第68号)が施行されたことに伴い、サービスの宣誓における宣誓書への署名を不要とする等のため、条例の一部を改正するものである。</p> <p>(施行日) 公布の日。一部令和4年4月1日</p>	総務部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第6号	富津市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 政務活動費収支報告書への押印を不要とする等のため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 令和4年4月1日。一部公布の日	総務部
議案第7号	富津市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 富津市固定資産評価審査委員会の審査手続の際に求めている署名及び押印を不要とするとともに、関連する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 令和4年4月1日	市民部
議案第8号	富津市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 火入れの許可における申請書への押印を不要とし、手続のうち実務的な事項について、必要な改正を柔軟に行うことができるようにするとともに、字句の整理を行うため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 公布の日	建設経済部
議案第9号	令和3年度富津市一般会計補正予算(第8号) 補正額 376,627千円 補正後の予算額 19,893,756千円 (主な事業) ・3回目接種に係る新型コロナウイルスワクチン接種事業 118,294千円 ・出張所及び連絡所の廃止に伴う郵便局包括事務委託事業 804千円 ・介護・訓練等給付事業 116,835千円	総務部
議案第10号	令和3年度富津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) 補正額 2,785千円 補正後の予算額 5,901,527千円 (提案理由) 時間外勤務に伴う人件費及びこれに関連する歳入を計上するものである。	健康福祉部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第11号	<p>令和3年度富津市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)</p> <p>補正額 2,997千円 補正後の予算額 698,379千円</p> <p>(提案理由) 保険料還付金及び時間外勤務に伴う人件費並びにこれらに関連する歳入を計上するものである。</p>	健康福祉部
議案第12号	<p>令和3年度富津市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)</p> <p>補正額 191,394千円 補正後の予算額 5,443,756千円</p> <p>(提案理由) 介護サービス等給付事業、特定入所者介護サービス事業などに係る経費及び時間外勤務に伴う人件費並びにこれらに関連する歳入を計上するものである。</p>	健康福祉部
議案第13号	<p>飯野コミュニティセンターの指定管理者の指定について</p> <p>(提案理由) 飯野コミュニティセンターの指定管理者の指定期間が令和4年3月31日をもって終了することに伴い、同施設の指定管理者を引き続き飯野地区コミュニティ委員会に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。</p>	市民部
議案第14号	<p>佐貫コミュニティセンターの指定管理者の指定について</p> <p>(提案理由) 佐貫コミュニティセンターの指定管理者の指定期間が令和4年3月31日をもって終了することに伴い、同施設の指定管理者を引き続き佐貫地区コミュニティ委員会に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。</p>	市民部
議案第15号	<p>天神山コミュニティセンターの指定管理者の指定について</p> <p>(提案理由) 天神山コミュニティセンターの指定管理者の指定期間が令和4年3月31日をもって終了することに伴い、同施設の指定管理者を引き続き天神山地区コミュニティ委員会に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。</p>	市民部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第16号	<p>竹岡コミュニティセンターの指定管理者の指定について (提案理由) 竹岡コミュニティセンターの指定管理者の指定期間が令和4年3月31日をもって終了することに伴い、同施設の指定管理者を引き続き竹岡地区コミュニティ委員会に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。</p>	市民部
議案第17号	<p>金谷コミュニティセンターの指定管理者の指定について (提案理由) 金谷コミュニティセンターの指定管理者の指定期間が令和4年3月31日をもって終了することに伴い、同施設の指定管理者を引き続き金谷地区コミュニティ委員会に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。</p>	市民部
議案第18号	<p>富津市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について (提案理由) 峰上出張所、関豊連絡所及び金谷連絡所を令和4年3月31日をもって廃止することに伴い、当該出張所等で提供している行政サービスのうち、公的証明書の発行業務等の特定の事務を郵便局で取り扱わせるため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第1項の規定により、関尻郵便局及び金谷郵便局を指定することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものである。</p>	市民部
議案第19号	<p>富津老人憩の家の指定管理者の指定について (提案理由) 富津老人憩の家の指定管理者の指定期間が令和4年3月31日をもって終了することに伴い、同施設の指定管理者を引き続き富津市老人クラブ連合会富津支部に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。</p>	健康福祉部
議案第20号	<p>青堀ふれあいシニア館の指定管理者の指定について (提案理由) 青堀ふれあいシニア館の指定管理者の指定期間が令和4年3月31日をもって終了することに伴い、同施設の指定管理者を引き続き青堀ふれあいシニア館管理運営委員会に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。</p>	健康福祉部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第21号	<p>大貫ふれあいシニア館の指定管理者の指定について (提案理由)</p> <p>大貫ふれあいシニア館の指定管理者の指定期間が令和4年3月31日をもって終了することに伴い、同施設の指定管理者を引き続き大貫ふれあいシニア館管理運営委員会に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。</p>	健康福祉部
議案第22号	<p>関豊ふれあいシニア館の指定管理者の指定について (提案理由)</p> <p>関豊ふれあいシニア館の指定管理者の指定期間が令和4年3月31日をもって終了することに伴い、同施設の指定管理者を引き続き関豊ふれあいシニア館管理運営委員会に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。</p>	健康福祉部
議案第23号	<p>金谷海浜公園の指定管理者の指定について (提案理由)</p> <p>金谷海浜公園の指定管理者の指定期間が令和4年3月31日をもって終了することに伴い、同施設の指定管理者を引き続き富津市観光協会金谷地区に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。</p>	建設経済部
議案第24号	<p>高宕山自然動物園の指定管理者の指定について (提案理由)</p> <p>高宕山自然動物園の指定管理者の指定期間が令和4年3月31日をもって終了することに伴い、同施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。</p>	建設経済部
報告第1号	<p>専決処分の報告について (報告理由)</p> <p>車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。</p>	消防本部
報告第2号	<p>専決処分の報告について (報告理由)</p> <p>車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。</p>	総務部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
報告第3号	<p>専決処分の報告について (報告理由)</p> <p>物損事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。</p>	消防本部
報告第4号	<p>専決処分の報告について (報告理由)</p> <p>物損事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。</p>	総務部
報告第5号	<p>専決処分の報告について (報告理由)</p> <p>車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。</p>	総務部

議案第1号資料

一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号）新旧対照表（第1条による改正）

現 行	改 正 案
<p>(給料表)</p> <p>第4条 給料表は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第25条に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。</p> <p>3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となる職務の内容は、別表第2に掲げるとおりとする。</p> <p>4 任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、地方公共団体の組織に関する法令、条例、規則及び規程の趣旨に従い、及び前項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を認定し、又は改定することができる。</p> <p>5 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、規則で定める基準に従い決定する。</p> <p>6 任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、全ての職員の職を第3項の規定により定められた職務の級のいずれかに格付しなければならない。</p> <p>7 職員の給料は、給料表により支給しなければならない。ただし、給料表により難い特別な事由がある場合はこの限りでない。</p> <p>8 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。</p>	<p>(給料表)</p> <p>第4条 給料表は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第25条に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。</p> <p>3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となる職務の内容は、別表第2に掲げるとおりとする。</p> <p>4 任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、地方公共団体の組織に関する法令、条例、規則及び規程の趣旨に従い、及び前項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を認定し、又は改定することができる。</p> <p>5 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、規則で定める基準に従い決定する。</p> <p>6 任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、全ての職員の職を第3項の規定により定められた職務の級のいずれかに格付しなければならない。</p> <p>7 職員の給料は、給料表により支給しなければならない。ただし、給料表により難い特別な事由がある場合はこの限りでない。</p> <p>8 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。</p>
<p>(期末手当)</p> <p>第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第26条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額と</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第26条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の112.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額と</p>

する。

- (1) 6 箇月 100分の100
- (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100分の80
- (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100分の60
- (4) 3 箇月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 職務の級が給料表の5級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

別表第1（第4条関係）

一般職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料 月額							
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職		円	円	円	円	円	円	円	円
		(略)							
	73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	448,500	
	74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
	75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
	76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
	77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		

する。

- (1) 6 箇月 100分の100
- (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100分の80
- (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100分の60
- (4) 3 箇月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 職務の級が給料表の5級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

別表第1（第4条関係）

一般職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料 月額							
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職		円	円	円	円	円	円	円	円
		(略)							
	73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	448,500	
	74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	448,800	
	75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	449,100	
	76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	449,300	
	77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	449,500	

員					(略)				
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900
任期付職員		153,000	194,000	226,300	256,300	274,000	294,200	325,600	361,000

員					(略)				
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900
任期付職員		153,000	194,000	226,300	256,300	274,000	294,200	325,600	361,000

議案第1号資料

一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号）新旧対照表（第2条による改正）

改正前	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第26条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 職務の級が給料表の5級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第26条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 職務の級が給料表の5級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p>

議案第1号資料

富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年富津市条例第22号）新旧対照表（第3条による改正）

現 行	改 正 案
<p>（一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等）</p> <p>第8条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号。以下「給与条例」という。）第4条、第5条、第9条から第11条まで、第19条第1項及び第2項、第20条、第20条の2並びに第22条の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条第1項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第3条第1項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第21条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>（一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等）</p> <p>第8条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号。以下「給与条例」という。）第4条、第5条、第9条から第11条まで、第19条第1項及び第2項、第20条、第20条の2並びに第22条の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条第1項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第3条第1項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第21条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p>

議案第1号資料

富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年富津市条例第22号）新旧対照表（第4条による改正）

改正前	改正案
<p>（一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等）</p> <p>第8条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号。以下「給与条例」という。）第4条、第5条、第9条から第11条まで、第19条第1項及び第2項、第20条、第20条の2並びに第22条の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条第1項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第3条第1項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第21条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p>	<p>（一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等）</p> <p>第8条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号。以下「給与条例」という。）第4条、第5条、第9条から第11条まで、第19条第1項及び第2項、第20条、第20条の2並びに第22条の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条第1項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第3条第1項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第21条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>

議案第2号資料

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第22号）新旧対照表（第1条による改正）

現 行	改 正 案
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれその日に在職する者について支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期满了し、退職し、又は死亡した者についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の222.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（任期满了し、退職し、又は死亡した者にあつては、それぞれその日現在）においてその者が受けるべき給料の月額にその者が受けるべき給料の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれその日に在職する者について支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期满了し、退職し、又は死亡した者についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の207.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（任期满了し、退職し、又は死亡した者にあつては、それぞれその日現在）においてその者が受けるべき給料の月額にその者が受けるべき給料の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

議案第2号資料

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第22号）新旧対照表（第2条による改正）

改正前	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれその日に在職する者について支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期满了し、退職し、又は死亡した者についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の207.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（任期满了し、退職し、又は死亡した者にあつては、それぞれその日現在）においてその者が受けるべき給料の月額にその者が受けるべき給料の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれその日に在職する者について支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期满了し、退職し、又は死亡した者についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の215を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（任期满了し、退職し、又は死亡した者にあつては、それぞれその日現在）においてその者が受けるべき給料の月額にその者が受けるべき給料の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

議案第3号資料

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年富津市条例第7号）新旧対照表（第1条による改正）

現 行	改 正 案
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職するものに期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した議員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の222.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬月額にその者が受けるべき議員報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 期末手当の支給方法については、一般職の職員の例により支給する。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職するものに期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した議員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の207.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬月額にその者が受けるべき議員報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 期末手当の支給方法については、一般職の職員の例により支給する。</p>

議案第3号資料

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年富津市条例第7号）新旧対照表（第2条による改正）

改正前	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職するものに期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した議員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の207.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬月額にその者が受けるべき議員報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 期末手当の支給方法については、一般職の職員の例により支給する。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職するものに期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した議員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬月額にその者が受けるべき議員報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 期末手当の支給方法については、一般職の職員の例により支給する。</p>

議案第4号資料

青堀保育園園舎等取得事業

1 青堀保育園の経緯

平成18年4月 富津市立青堀保育所を廃止し、富津市から建物及び物品の譲与を受け、土地及び給水装置を無償で借り受けた社会福祉法人高砂福祉会（以下「法人」という。）が青堀保育園（利用定員200人）を開設する。

平成31年4月 利用定員を150人に変更する。

令和2年4月 利用定員を120人に変更する。

令和2年11月 児童数が減少していること及び職員確保が困難であることを理由に法人が青堀保育園の運営からの撤退を富津市に申し出る。

令和2年12月 法人が青堀保育園保護者説明会を開催する。

令和3年4月 利用定員を90人に変更する。

2 今後の予定

園舎等を法人から取得し、市が所有する土地と併せて、次期運営法人に貸し付け、令和5年4月に運営を開始する。

なお、次期運営法人は、公募により選定する。

議案第6号資料

富津市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年富津市条例第4号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(収支報告書の提出)</p> <p>第7条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者又は無会派議員は、政務活動費収支報告書（別記様式。以下「収支報告書」という。）を3月末日までに議長に提出しなければならない。</p> <p>2 政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は政務活動費の交付を受けた無会派議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の元代表者又は無会派議員であった者は、解散の日又は議員でなくなった日から10日以内に前項の収支報告書を提出しなければならない。</p> <p>3 議長は、前2項の規定による収支報告書の提出があったときは、その写しを市長に送付するものとする。</p> <p><u>別記様式（第7条第1項）</u></p>	<p>(収支報告書の提出)</p> <p>第7条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者又は無会派議員は、政務活動費収支報告書（別記様式。以下「収支報告書」という。）を3月末日までに議長に提出しなければならない。</p> <p>2 政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は政務活動費の交付を受けた無会派議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の元代表者又は無会派議員であった者は、解散の日又は議員でなくなった日から10日以内に前項の収支報告書を提出しなければならない。</p> <p>3 議長は、前2項の規定による収支報告書の提出があったときは、その写しを市長に送付するものとする。</p> <p><u>別記様式（第7条関係）</u></p>

議案第7号資料

富津市固定資産評価審査委員会条例（昭和46年富津市条例第36号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 法第432条の規定による審査の申出は、審査申出書正副2通を委員会に提出してしなければならない。</p> <p>2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>(2) 審査の申出に係る処分の内容</p> <p>(3) 審査の申出の趣旨及び理由</p> <p>(4) 口頭で意見を述べることを求める場合においては、その旨</p> <p>(5) 審査の申出の年月日</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。</p> <p>5 審査申出人は、審査申出書（添付書類を含む。）の提出後、その記載事項に変更を生じた場合においては、直ちに、当該変更に係る事項を書面で委員会に届け出なければならない。</p> <p>6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</p> <p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 法第432条の規定による審査の申出は、審査申出書正副2通を委員会に提出してしなければならない。</p> <p>2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>(2) 審査の申出に係る処分の内容</p> <p>(3) 審査の申出の趣旨及び理由</p> <p>(4) 口頭で意見を述べることを求める場合においては、その旨</p> <p>(5) 審査の申出の年月日</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>4 審査申出人は、審査申出書（添付書類を含む。）の提出後、その記載事項に変更を生じた場合においては、直ちに、当該変更に係る事項を書面で委員会に届け出なければならない。</p> <p>5 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</p> <p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p>
<p>第7条 委員会は、法第433条第2項ただし書の規定により審査申出人に口頭で意見を述べる機会を与える場合には、あらかじめ、その日</p>	<p>第7条 委員会は、法第433条第2項ただし書の規定により審査申出人に口頭で意見を述べる機会を与える場合には、あらかじめ、その日</p>

<p>時及び場所を審査申出人に通知しなければならない。</p> <p>2 書記は、前項の意見陳述について調書を作成しなければならない。</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</u></p> <p>(1) 事案の表示 (2) 意見の内容 (3) その他必要な事項 (口頭審理)</p>	<p>時及び場所を審査申出人に通知しなければならない。</p> <p>2 書記は、前項の意見陳述について調書を作成しなければならない。</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し_____なければならない。</p> <p>(1) 事案の表示 (2) 意見の内容 (3) その他必要な事項 (口頭審理)</p>
<p>第8条 口頭審理の指揮は、委員会が指定する審査長が行う。</p> <p>2 委員会は、口頭審理を行う場合においては、その都度、口頭審理の日時及び場所を審査申出人及び市長に通知しなければならない。</p> <p>3 委員会は、必要があると認める場合においては、関係者相互の対質を求めることができる。</p> <p>4 委員会は、関係者（審査申出人及び市長を除く。）に対し、その請求により、口頭による証言に代えて口述書の提出を許すことができる。</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、<u>提出者がこれに署名押印しなければならない。</u></p> <p>(1) 提出者の住所及び氏名 (2) 提出の年月日 (3) 証言すべき事項</p>	<p>第8条 口頭審理の指揮は、委員会が指定する審査長が行う。</p> <p>2 委員会は、口頭審理を行う場合においては、その都度、口頭審理の日時及び場所を審査申出人及び市長に通知しなければならない。</p> <p>3 委員会は、必要があると認める場合においては、関係者相互の対質を求めることができる。</p> <p>4 委員会は、関係者（審査申出人及び市長を除く。）に対し、その請求により、口頭による証言に代えて口述書の提出を許すことができる。</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し_____なければならない。</p> <p>(1) 提出者の住所及び氏名 (2) 提出の年月日 (3) 証言すべき事項</p>
<p>6 委員会は、口頭審理を終了するに先だって審査申出人に対して意見を述べ、かつ、必要な資料を提出する機会を与えなければならない。</p> <p>7 書記は、口頭審理について調書を作成しなければならない。</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</u></p> <p>(1) 事案の表示 (2) 審理の場所及び年月日 (3) 出席した関係者の住所及び氏名 (4) 審理の要領</p>	<p>6 委員会は、口頭審理を終了するに先だって審査申出人に対して意見を述べ、かつ、必要な資料を提出する機会を与えなければならない。</p> <p>7 書記は、口頭審理について調書を作成しなければならない。</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し_____なければならない。</p> <p>(1) 事案の表示 (2) 審理の場所及び年月日 (3) 出席した関係者の住所及び氏名 (4) 審理の要領</p>

<p>(5) その他必要な事項 (実地調査)</p> <p>第9条 書記は、実地調査について調書を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</u></p> <p>(1) 事案の表示 (2) 調査の場所及び年月日 (3) 調査の結果 (4) その他必要な事項 (議事についての調書)</p>	<p>(5) その他必要な事項 (実地調査)</p> <p>第9条 書記は、実地調査について調書を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>_____なければならない。</u></p> <p>(1) 事案の表示 (2) 調査の場所及び年月日 (3) 調査の結果 (4) その他必要な事項 (議事についての調書)</p>
<p>第10条 書記は、前3条に規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれを署名押印しなければならない。</u></p> <p>(1) 事案の表示 (2) 会議の場所及び年月日 (3) 会議の要領 (4) その他必要な事項</p>	<p>第10条 書記は、前3条に規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>_____なければならない。</u></p> <p>(1) 事案の表示 (2) 会議の場所及び年月日 (3) 会議の要領 (4) その他必要な事項</p>

議案第8号資料

富津市火入れに関する条例（昭和59年富津市条例第12号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>（目的）</p>	<p>（目的）</p>
<p>第1条 この条例は、<u>富津市</u>の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法（昭和26年法律第249号_____）第21条の許可_____の<u>手続</u>その他必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（許可の申請）</p>	<p>第1条 この条例は、<u>市内</u>の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第21条に規定する火入れの許可（以下「火入れの許可」という。）の<u>手続</u>その他必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（許可の申請）</p>
<p>第2条 <u>森林法第21条第1項の規定に基づき</u>火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、火入れを行おうとする期間（以下「火入予定期間」という。）の開始する日の10日前までに、<u>別記第1号様式による申請書2通に、次の各号に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。</u></p>	<p>第2条 <u>法</u>第21条第1項の規定により火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、火入れを行おうとする期間_____の開始する日の10日前までに、<u>規則で定めるところにより</u>市長に<u>申請</u>しなければならない。</p>
<p>（1）<u>火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図</u></p> <p>（2）<u>火入地が、申請者以外の者が所有し又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書</u></p> <p>（3）<u>申請者が、請負（委託）契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負（委託）契約書の写し</u></p>	
<p>2 申請者は、<u>火入地</u>において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入責任者」という。）を定め、<u>申請書に明示しなければならない。</u></p> <p>（許可の要件）</p>	<p>2 申請者は、<u>火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）</u>において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入責任者」という。）を定め_____なければならない。</p> <p>（許可の要件）</p>
<p>第3条 市長は、<u>当該</u>申請に係る火入れが次の各号の<u>すべてに該当する場合でなければ許可をしてはならない。</u></p> <p>（1）<u>火入れの目的が、森林法第21条第2項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。</u></p> <p>（2）<u>火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間</u>_____における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のお</p>	<p>第3条 市長は、<u>前条の</u>申請に係る火入れが次の各号の<u>全て</u>に該当する場合でなければ許可をしてはならない。</p> <p>（1）<u>火入れの目的が、法</u>第21条第2項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。</p> <p>（2）<u>火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入れを行おうとする期間</u>における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のお</p>

<p>それがないと認められること。 (許可証の交付等)</p> <p>第4条 市長は、火入れの許可をするときは、<u>森林法第21条第1項の規定に基づき、第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし_____、当該指示事項を記載した別記第2号様式による許可証</u>（以下「火入許可証」という。）を交付するものとする。</p> <p>2 市長は、<u>火入れを不許可とするときは_____</u>、その旨及びその理由を記載した書面を申請者に交付するものとする。 (許可後における指示)</p> <p>第5条 市長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、<u>森林法第21条の規定に基づき火入れの差し止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。</u> (消防長への通知等)</p> <p>第16条 市長は、火入れの許可を行った場合には、消防長にその旨通知するものとする。</p> <p>2 市長は、火入れの許可をしようとする場合において必要と認めるときは、当該職員を火入地に立ち入らせ、実地調査をさせることができる。</p> <p>3 市長は、必要と認めるときは、火入れの際に当該職員を火入れに立ち合わせることができる。</p> <p>4 前項の場合において、火入者、火入責任者及び火入従事者は、当該職員の指示に従わなければならない。</p> <p><u>別記</u> <u>第1号様式(第2条第1項)</u></p>	<p>それがないと認められること。 (許可証の交付等)</p> <p>第4条 市長は、火入れの許可をするときは、<u>法_____第21条第1項の規定により_____第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、規則で定めるところにより、当該指示事項を記載した_____許可証</u>（以下「火入許可証」という。）を交付するものとする。</p> <p>2 市長は、<u>火入れの許可をしないときは、規則で定めるところにより、その旨及びその理由を記載した書面を申請者に交付するものとする。</u> (許可後における指示)</p> <p>第5条 市長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、<u>法_____第21条の規定により_____火入れの差し止め</u> 又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。 (消防長への通知等)</p> <p>第16条 市長は、火入れの許可を行った場合には、消防長にその旨通知するものとする。</p> <p>2 市長は、火入れの許可をしようとする場合において必要と認めるときは、当該職員を火入地に立ち入らせ、実地調査をさせることができる。</p> <p>3 市長は、必要と認めるときは、火入れの際に当該職員を火入れに立ち合わせることができる。</p> <p>4 前項の場合において、火入者、火入責任者及び火入従事者は、当該職員の指示に従わなければならない。 <u>(委任)</u></p> <p>第17条 この条例に定めるもののほか、火入れの許可に関し必要な事項は、<u>規則で定める。</u></p>
---	---

第2号様式（第4条第1項）

飯野地区コミュニティ委員会の概要

- 1 所在地 富津市内
- 2 名称 飯野地区コミュニティ委員会
- 3 代表者名 会長 石井 寛昭
- 4 設立 昭和63年10月1日
- 5 役員数 会長1名、副会長1名、理事1名、会計1名、監事2名
- 6 目的 地域の心のふれあい、連帯意識を高める活動、快適な生活環境づくりを自主的に推進し、住みよい地域づくりを進めることを目的とする。
- 7 事業内容 (1) 交通安全、防災、消防、その他生活の安全の確保推進に関すること。
(2) 社会福祉、ボランティア、健康管理に関すること。
(3) 生活環境の浄化、美観の維持に関すること。
(4) お祭り、盆踊り、その他コミュニティ行事に関すること。
(5) 文化、体育、レクリエーション活動に関すること。
(6) コミュニティセンターの管理運営に関すること。
(7) 市行政に対する住民意志の反映に関すること。
- 8 事業実績 (1) 地域の清掃活動
(2) お祭りの開催協力
(3) 飯野コミュニティ子どもの遊び場の管理
(4) 飯野コミュニティセンターの指定管理運営

佐貫地区コミュニティ委員会の概要

- 1 所在地 富津市内
- 2 名称 佐貫地区コミュニティ委員会
- 3 代表者名 会長 鈴木 正一
- 4 設立 昭和63年10月1日
- 5 役員数 会長1名、副会長1名、理事21名、会計2名、管理人1名、顧問7名
- 6 目的 地域の心のふれあい、連帯意識を高める活動、快適な生活環境づくりを自主的に推進し、住みよい地域づくりを進めることを目的とする。
- 7 事業内容 (1) 交通安全、防災、消防、その他生活の安全の確保推進に関すること。
(2) 社会福祉、ボランティア、健康管理に関すること。
(3) 生活環境の浄化、美観の維持に関すること。
(4) お祭り、盆踊り、その他コミュニティ行事に関すること。
(5) 文化、体育、レクリエーション活動に関すること。
(6) コミュニティセンターの管理運営に関すること。
(7) 市行政に対する住民意志の反映に関すること。
- 8 事業実績 (1) 地域の清掃活動
(2) お祭りの開催協力
(3) 佐貫コミュニティセンターの指定管理運営

天神山地区コミュニティ委員会の概要

- 1 所在地 富津市内
- 2 名称 天神山地区コミュニティ委員会
- 3 代表者名 会長 豊田 治美
- 4 設立 平成2年4月1日
- 5 役員数 会長1名、副会長1名、理事3名、会計2名、監事2名
- 6 目的 地域の心のふれあい、連帯意識を高める活動、快適な生活環境づくりを自主的に推進し、住みよい地域づくりを進めることを目的とする。
- 7 事業内容
 - (1) 交通安全、防災、消防、その他生活の安全の確保推進に関すること。
 - (2) 社会福祉、ボランティア、健康管理に関すること。
 - (3) 生活環境の浄化、美観の維持に関すること。
 - (4) お祭り、盆踊り、その他コミュニティ行事に関すること。
 - (5) 文化、体育、レクリエーション活動に関すること。
 - (6) コミュニティセンターの管理運営に関すること。
 - (7) 市行政に対する住民意志の反映に関すること。
- 8 事業実績
 - (1) 地域の清掃活動
 - (2) お祭りの開催協力
 - (3) 天神山コミュニティセンターの指定管理運営

竹岡地区コミュニティ委員会の概要

- 1 所在地 富津市内
- 2 名称 竹岡地区コミュニティ委員会
- 3 代表者名 会長 坂口 力三
- 4 設立 昭和61年4月1日
- 5 役員数 会長1名、副会長1名、理事6名、会計2名、監事2名、事務局1名
- 6 目的 地域の心のふれあい、連帯意識を高める活動、快適な生活環境づくりを自主的に推進し、住みよい地域づくりを進めることを目的とする。
- 7 事業内容 (1) 交通安全、防災、消防、その他生活の安全の確保推進に関すること。
(2) 社会福祉、ボランティア、健康管理に関すること。
(3) 生活環境の浄化、美観の維持に関すること。
(4) お祭り、盆踊り、その他コミュニティ行事に関すること。
(5) 文化、体育、レクリエーション活動に関すること。
(6) コミュニティセンターの管理運営に関すること。
(7) 市行政に対する住民意志の反映に関すること。
- 8 事業実績 (1) 地域の清掃活動
(2) お祭りの開催協力
(3) 竹岡コミュニティセンターの指定管理運営

金谷地区コミュニティ委員会の概要

- 1 所在地 富津市内
- 2 名称 金谷地区コミュニティ委員会
- 3 代表者名 会長 鳶津 澄夫
- 4 設立 昭和61年10月1日
- 5 役員数 会長1名、副会長1名、理事3名、会計1名、監事2名
- 6 目的 地域の心のふれあい、連帯意識を高める活動、快適な生活環境づくりを自主的に推進し、住みよい地域づくりを進めることを目的とする。
- 7 事業内容
 - (1) 交通安全、防災、消防、その他生活の安全の確保推進に関すること。
 - (2) 社会福祉、ボランティア、健康管理に関すること。
 - (3) 生活環境の浄化、美観の維持に関すること。
 - (4) お祭り、盆踊り、その他コミュニティ行事に関すること。
 - (5) 文化、体育、レクリエーション活動に関すること。
 - (6) コミュニティセンターの管理運営に関すること。
 - (7) 市行政に対する住民意志の反映に関すること。
- 8 事業実績
 - (1) 地域の清掃活動
 - (2) お祭りの開催協力
 - (3) 金谷コミュニティセンターの指定管理運営

富津市老人クラブ連合会富津支部の概要

- 1 所在地 富津市富津679番地85
- 2 名称 富津市老人クラブ連合会富津支部
- 3 代表者名 支部長 鹿島 嘉高
- 4 設立 昭和46年10月1日
- 5 役員数 支部長1名、副支部長2名、理事13名、会計1名、監事2名、顧問1名
- 6 目的 老人クラブ活動の推進を図り、老人福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 7 事業内容
 - (1) 地区内の老人クラブの連絡調整と育成指導に関する調査研究
 - (2) 指導者の養成及び訓練
 - (3) 会員の福祉増進のために啓発宣伝と関係官公庁・団体との連絡
 - (4) その他、目的達成に必要な事業
- 8 事業実績
 - (1) 富津老人憩の家の指定管理運営
 - (2) 会員の親睦や体力向上を図るため、グラウンドゴルフ大会等のレクリエーションの実施

議案第20号資料

青堀ふれあいシニア館管理運営委員会の概要

- 1 所在地 富津市大堀一丁目25番地 1
- 2 名称 青堀ふれあいシニア館管理運営委員会
- 3 代表者名 会長 榎本 孝
- 4 設立 平成14年4月1日
- 5 役員数 会長1名、理事4名、会計1名、監事1名
- 6 目的 地域における高齢者の健康増進と介護予防・生きがい支援施設としての青堀ふれあいシニア館を管理運営することを目的とする。
- 7 事業内容 (1) ふれあいシニア館の管理運営に関すること。
(2) 社会福祉、ボランティア、健康管理に関すること。
(3) 交通安全、防災、消防、その他安全確保に関すること。
(4) 文化、体育、レクリエーション活動に関すること。
(5) その他委員会が必要と認める事業に関すること。
- 8 事業実績 青堀ふれあいシニア館の指定管理運営

議案第21号資料

大貫ふれあいシニア館管理運営委員会の概要

- 1 所在地 富津市千種新田346番地 1
- 2 名称 大貫ふれあいシニア館管理運営委員会
- 3 代表者名 会長 平野 弁一
- 4 設立 平成14年4月1日
- 5 役員数 会長1名、副会長3名（うち庶務1名、監事1名）、理事7名
（うち会計1名、監事1名）、顧問1名
- 6 目的 地域における高齢者の健康増進と介護予防・生きがい支援施設としての大貫ふれあいシニア館を管理運営することを目的とする。
- 7 事業内容 (1) ふれあいシニア館の管理運営に関する事。
(2) 社会福祉、ボランティア、健康管理に関する事。
(3) 交通安全、防災、消防、その他安全確保に関する事。
(4) 文化、体育、レクリエーション活動に関する事。
(5) その他委員会が必要と認める事業に関する事。
- 8 事業実績 大貫ふれあいシニア館の指定管理運営

議案第22号資料

関豊ふれあいシニア館管理運営委員会の概要

- 1 所在地 富津市豊岡1355番地 1
- 2 名称 関豊ふれあいシニア館管理運営委員会
- 3 代表者名 会長 高梨 友男
- 4 設立 平成14年4月1日
- 5 役員数 会長1名、副会長3名、理事14名、庶務・会計2名、監事2名、顧問3名
- 6 目的 地域における高齢者の健康増進と介護予防・生きがい支援施設としての関豊ふれあいシニア館を管理運営することを目的とする。
- 7 事業内容 (1) ふれあいシニア館の管理運営に関すること。
(2) 社会福祉、ボランティア、健康管理に関すること。
(3) 交通安全、防災、消防、その他安全確保に関すること。
(4) 文化、体育、レクリエーション活動に関すること。
(5) その他委員会が必要と認める事業に関すること。
- 8 事業実績 関豊ふれあいシニア館の指定管理運営

富津市観光協会金谷地区の概要

- 1 所在地 富津市内
- 2 名称 富津市観光協会金谷地区
- 3 代表者名 地区長 鈴木 裕士
- 4 設立 平成10年4月30日
- 5 役員数 理事14名、監事2名
- 6 目的 金谷地域における観光に関する計画を推進し、観光資源の開発、観光施設の整備を図り、活力ある観光地づくりを促進するとともに地域経済及び文化の発展に寄与することを目的とする。
- 7 事業内容
 - (1) 観光資源の調査、研究、保全及び開発
 - (2) 観光地の環境美化
 - (3) 観光振興に寄与する各種行事の実施及び支援
 - (4) 観光地の宣伝、紹介
 - (5) 観光施設の管理運営
 - (6) 地方公共団体及び公共団体の委託を受けて行う観光振興事業及び観光関連施設の管理運営
 - (7) その他本会の目的達成のために必要な事業
- 8 事業実績
 - (1) 首都圏自然歩道整備管理受託
 - (2) 鋸山登山道整備管理受託
 - (3) 金谷海浜公園の指定管理運営

高宕山自然動物園管理運営協議会の概要

- 1 所在地 富津市内
- 2 名称 高宕山自然動物園管理運営協議会
- 3 代表者名 会長 関谷 康男
- 4 設立 令和3年8月1日
- 5 役員数 会長1名、副会長1名、会計1名、庶務1名、監事2名
- 6 目的 高宕山自然動物園の管理運営により、観光振興を図るとともに、地域経済及び文化の発展に寄与することを目的とする。
- 7 事業内容 (1) 高宕山自然動物園の指定管理の指定の受託による動物園の管理運営
(2) その他本会の目的達成のために必要な事業
- 8 事業実績 高宕山自然動物園の指定管理運営
※本協議会は富津市観光協会天羽支部関豊地区の会員により発足